

# あわーず福井通信 年金講座 (4)

増刊号19-2



今から約10年前になりますが、夫の年金が半分はもらえるようになったからと「熟年離婚」ブーム？が起きました。果たして思惑どおりの内容でしょうか？今回は「**厚生年金の分割**」についてご紹介します。

## 離婚時の厚生年金分割のイメージ

### 妻が第3号被保険者(専業主婦)の場合

結婚

2008年4月

離婚

夫 厚生年金の保険料納付記録

話し合いにより  
最大で1/2  
(合意分割制度)

強制的に  
2分割  
(3号分割制度)

妻 分割された厚生年金の納付記録



国民年金は私もらえるから、分割されるのは厚生年金だけなんだ。



日本の年金制度はサラリーマンの夫と専業主婦の世帯をモデルにしています。婚姻期間中はお互いに役割分担しながら家庭生活を送っていたにもかかわらず、妻の年金額が夫の年金額に比べて低額になるという問題に対処するために設けられた規定です。もちろんサラリーマンの妻と専業主夫のケースでも同じ扱いです。

## 合意分割制度

双方の話し合いにより分割割合を決めます。  
年金額の多い方から少ない方へ、最大で  
1/2を上限に分割されます。



もし話し合いがまとまらなければ、どちらか一方の  
申し立てで家庭裁判所が分割の割合を定める  
こととなります。

平成19年4月に施行された規定なのでそれ以降に離婚等をした  
場合に適用され婚姻期間の年金額のみが対象となります。

どちらの制度も離婚等をした時から**2年以内に請求**しなければなりません。

ちなみに離婚分割の年齢は40代が最多で、分割額の平均月額は2万7千円程度です。

## 3号分割制度

平成20年4月に施行された規定なので、これ以降の結婚期間が  
対象で、被扶養配偶者（第3号被保険者に該当していたもの）  
が請求をすることで、自動的に1/2に分割されます。  
既に被保険者（被保険者であったものを含む）  
が障害厚生年金の受給権者等である場合には  
請求できません。また、被扶養者自身も年金の  
受給資格があり、かつ受給年齢に達していな  
ければ受取れないので注意が必要です！



# あわーず福井

訪問看護リハビリステーション  
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

TEL 0776-50-2507

FAX 0776-50-2587

MAIL fukui@ours-sr.co.jp

- ① 365日24時間体制（土日祝日訪問OK!）
- ② 訪問リハビリあり  
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
- ③ 小児・終末期・精神 対応可能！
- ④ 土日祝日追加料金は無料！
- ⑤ 複数往診医と連携あり！
- ⑥ 訪問先までの交通費は無料！
- ⑦ 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市  
永平寺町・あわら市・大野市**全域対応**！  
訪問エリア拡大中（エリア外も**応相談**）